

# 松川町投票区再編計画

令和 8 年 4 月

松川町選挙管理委員会

## 1. はじめに

松川町では、平成 18 年に第 9 投票区（旧 JA みなみ信州上峠集荷所）を第 8 投票区（松川町共同福祉施設（生東会館））へ統合して以降、計 10 投票区を設け、それぞれに投票所を配置して選挙を執行してきました。

投票区は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 17 条において、市町村単位で設けることが規定されており、市町村の選挙管理委員会が必要と認める場合には、市町村の区域内に複数の投票区を設けることができます。

一方、全国的には、平成 13 年の約 53,500 か所をピークに、令和 4 年には約 46,000 か所と、投票所数は年々減少しています。要因としては、人口減少、投票立会人等の選出困難、経費削減、市町村合併、期日前投票制度の導入および期日前投票者数の増加などが挙げられます。

松川町においても、選挙人名簿登録者数（以下「登録者数」という。）の減少や、期日前投票制度の導入・定着に伴う期日前投票者数の増加など、投票を取り巻く環境の変化への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、松川町選挙管理委員会では、適切な投票区（投票所）数の確保を前提としつつ、時代の変化に対応し、地域の実情も踏まえて、令和 8 年度中の再編を目標に投票区・投票所の見直しを行う計画です。

## 2. 松川町の現状

松川町では、現在 10 投票区を設け、それぞれに 1 か所の当日投票所を設置し、合計 10 か所の投票所で選挙を執行しています。

投票区の設置にあたっては、施設的环境や規模、有権者の自宅からの距離等を総合的に考慮し、その地域の実情を踏まえたうえで、主に公共施設を指定しています。

また、公示（告示）日翌日から選挙期日前日までは、松川町役場内に期日前投票所を 1 か所設けています。

令和 7 年 6 月の定時登録における登録者数は 10,468 人であり、1 投票区あたりの平均登録者数は約 1,047 人となっています。このうち、最も登録者数の多い投票区は第 3 投票区（松川町町民体育館）の 1,944 人、最も少ない投票区は第 10 投票区（部奈文化伝承センター）の 192 人です。

なお、登録者数はほとんどの投票区において減少傾向が続いていますが、第 3 投票区（松川町町民体育館）においては増加傾向となっています。

令和 6 年 11 月 17 日執行の松川町議会議員一般選挙においては、投票者の 42%が期日前投票所（松川町役場）で投票を行っており、投票全体に占める期日前投票の割合は高い水準となっています。

定時登録時の選挙人名簿登録者数の推移（平成22年～令和 7 年の 6 月定時登録）

投票区	投票所名称	H22	H27	R2	R7	H22～R7増減
1	古町地区公民館	493	475	489	469	△ 24
2	上新井地区公民館	1,778	1,758	1,712	1,632	△ 146
3	松川町町民体育館	1,752	1,864	1,950	<b>1,944</b>	<b>192</b>
4	上大島地区公民館	1,876	1,843	1,818	1,759	△ 117
5	上片桐農村環境改善センター	1,566	1,519	1,506	1,421	△ 145
6	子育て支援センターおひさま	1,082	1,060	1,021	918	△ 164
7	福与ふる里ふれあい館	422	419	412	373	△ 49
8	松川町共同福祉施設（生東会館）	476	439	378	322	△ 154
10	部奈文化伝承センター	256	239	226	<b>192</b>	△ 64
11	松川町名子原体育館	1,589	1,557	1,527	1,438	△ 151

平均

1,047 人

令和6年11月17日執行松川町議会議員一般選挙における、各投票区の期日前投票者数の割合

投票区	投票所名称	全投票者数(人)	期日前投票者数(人)	期日前投票者数の割合(%)
1	古町地区公民館	366	166	<b>45.36</b>
2	上新井地区公民館	874	385	44.05
3	松川町町民体育館	922	402	43.60
4	上大島地区公民館	966	368	38.10
5	上片桐農村環境改善センター	775	307	39.61
6	子育て支援センターおひさま	552	281	<b>50.91</b>
7	福与ふる里ふれあい館	248	97	39.11
8	松川町共同福祉施設（生東会館）	226	96	42.48
10	部奈文化伝承センター	147	38	25.85
11	松川町名子原体育館	681	278	40.82

全体

42.00 %

また、近隣町村においては投票区の再編が進み、投票区の数およびポスター掲示場の数が見直されています。

北部5町村の令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙における投票区数およびポスター掲示場数

	松川町	高森町	喬木村	豊丘村	大鹿村
投票区数	10	8	5	3	5
掲示場数	72	50	37	24	36

### 3. 課題

名簿登録者数が最も多い第3投票所（松川町町民体育館）では1,944人、最も少ない第10投票所（部奈文化伝承センター）では192人と、約10倍の差が生じています。

また、第1投票所（古町地区公民館）、第7投票所（福与ふる里ふれあい館）、第8投票所（松川町共同福祉施設（生東会館））、第10投票所（部奈文化伝承センター）では、登録者数が500人を下回っています。この4つの投票所において、令和6年11月17日執行の松川町議会議員一般選挙では、当日投票者数が200人以下であり、当日投票者1人あたりの運営コストが他の投票区と比較して高い状況となっています。

各投票所には、投票管理者1人、投票立会人3人の配置が必要であり、登録者数が少ない投票区では、立会人等の選出が困難となっています。

また、限られた財源の中で安定的に選挙を執行するためには、選挙体制の見直しと業務の効率化が今後の大きな課題となっています。

令和6年11月17日執行松川町議会議員一般選挙における、各投票所の当日投票者数と運営コスト

投票区	投票所名称	当日投票者数(人)	運営コスト(円) [主に人件費]	当日投票者1人あたりの 運営コスト(円)
1	古町地区公民館	<b>198</b>	141,100	<b>713</b>
2	上新井地区公民館	487	141,100	290
3	松川町町民体育館	520	141,100	271
4	上大島地区公民館	596	141,100	237
5	上片桐農村環境改善センター	467	141,100	302
6	子育て支援センターおひさま	270	141,100	523
7	福与ふる里ふれあい館	<b>148</b>	141,100	<b>953</b>
8	松川町共同福祉施設（生東会館）	<b>130</b>	141,100	<b>1,085</b>
10	部奈文化伝承センター	<b>109</b>	141,100	<b>1,294</b>
11	松川町名子原体育館	403	141,100	350

平均

602 円

#### 4. 再編計画

町内の投票区・投票所について、持続可能で効率的な選挙体制を整えるため、以下のとおり再編を行う計画です。

##### (1) 投票区数の見直し（10区 → 6区）

既存の10投票区を、次のとおり6投票区に統合します。

- ア. 第1投票区（古町地区公民館）を、第3投票区（松川町町民体育館）へ統合
- イ. 第6投票区（子育て支援センターおひさま）を、第5投票区（上片桐農村環境改善センター）へ統合
- ウ. 第8投票区（松川町共同福祉施設（生東会館））、第10投票区（部奈文化伝承センター）を、第7投票区（福与ふる里ふれあい館）へ統合

##### (2) 投票所の会場を一部変更

暑さ対策などのため、以下のとおり会場を変更します。

- ア. 上大島地区公民館 → 農村観光交流センターみらい

##### (3) ポスター掲示場の数および設置場所の見直し

投票区の再編に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第111条の基準に基づき、選挙運動用ポスター掲示場の数を見直します。

掲示場の設置場所は、公有地を基本として見直します。

上記を行うことにより、再編後の投票区ごとの登録者数および当日投票者数は以下の表のとおりとなります。1投票区における登録者数は、おおむね1,000人から2,000人までを適正規模とし、3,000人を上限とします。また、1投票区あたりの当日投票者数は、対応可能な人数を考慮し、900人を上限とします。

投票区再編による選挙人名簿登録者数（令和7年6月定時登録）および当日投票者数（令和6年11月17日執行松川町議会議員一般選挙）

投票区	投票所名称	登録者数	当日投票者数
1	古町地区公民館	469	198
2	上新井地区公民館	1,632	487
3	松川町町民体育館	1,944	520
4	上大島地区公民館	1,759	596
5	上片桐農村環境改善センター	1,421	467
6	子育て支援センターおひさま	918	270
7	福与ふる里ふれあい館	373	148
8	松川町共同福祉施設(生東会館)	322	130
10	部奈文化伝承センター	192	109
11	松川町名子原体育館	1,438	403

投票区	投票所名称	登録者数	当日投票者数
1	上新井地区公民館	1,632	487
2	松川町町民体育館	2,413	718
3	松川町名子原体育館	1,438	403
4	農村観光交流センターみらい	1,759	596
5	上片桐農村環境改善センター	2,339	737
6	福与ふる里ふれあい館	887	387

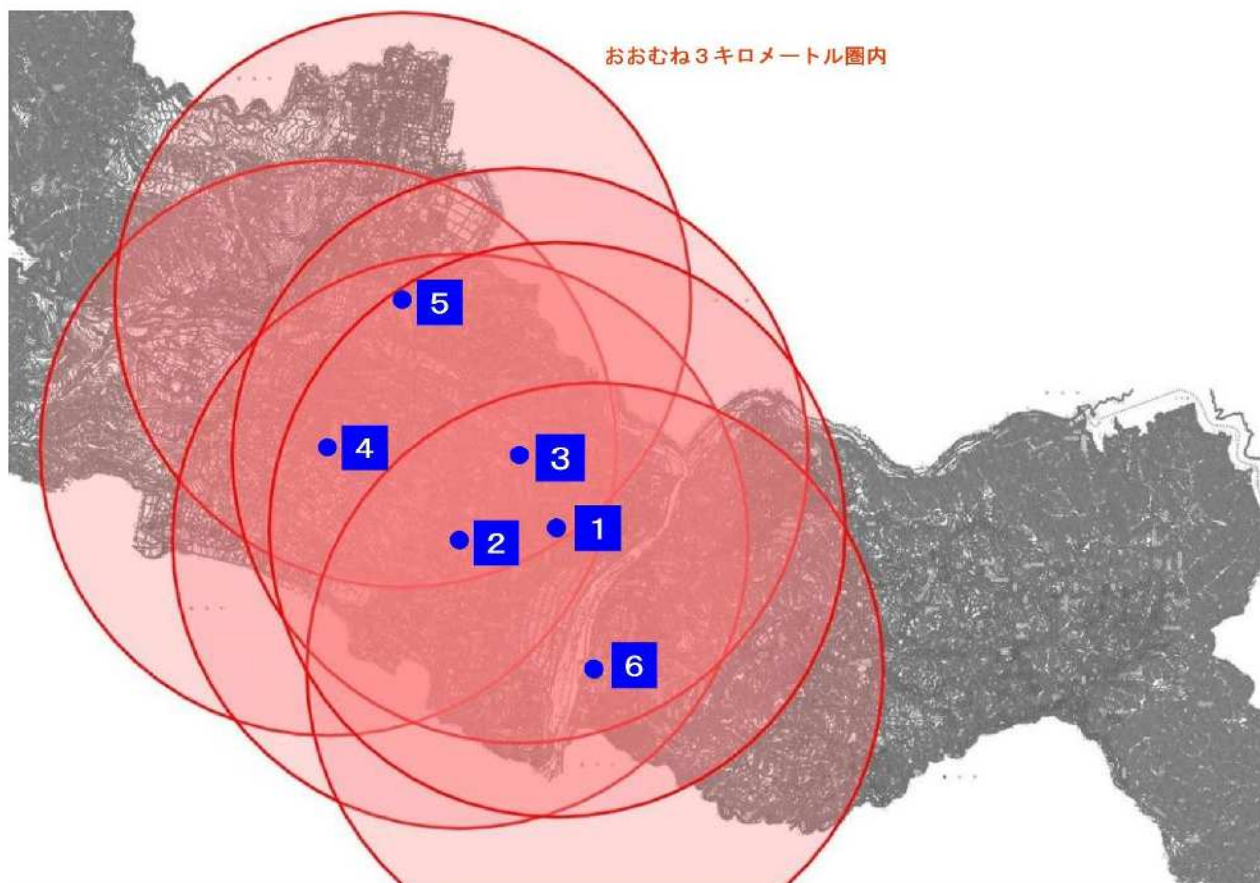
《1人40秒のペースでPC受付処理を継続した場合の試算》

1時間90人、12時間1,080人（理論値）

高齢者や入場券を持参していない有権者への対応、従事者交代や休憩、システムや機器の一時的な遅延などを考え、現実的処理可能人数を900~950人/日とします。

投票区の範囲については、投票所から有権者の住所までの距離の上限はおおむね3キロメートルとします。

なお、今回統合対象となる第1投票区（古町地区公民館）、第6投票区（子育て支援センターおひさま）、第8投票区（松川町共同福祉施設（生東会館））、第10投票区（部奈文化伝承センター）については、地形条件や高齢者世帯の状況等、地域の実情を踏まえ、高齢者などの交通弱者向けの支援策として、ワゴン車巡回による投票所までの送迎支援を実施します。



全投票所の運営に必要な投票管理者・投票立会人・職務代理者・事務従事者の人数は以下の表のとおりとなります。（令和6年11月17日松川町議会議員一般選挙の例）

全投票所の運営に必要な人数

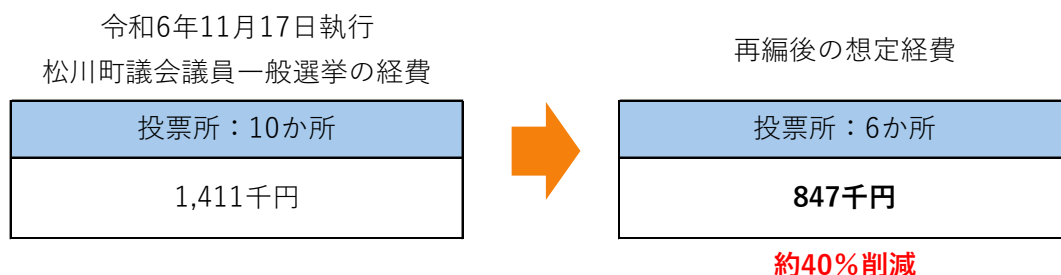
名 称	必要人数
投票管理者	10
投票立会人	30
職務代理者	10
事務従事者	30



名 称	必要人数
投票管理者	<b>6</b>
投票立会人	<b>18</b>
職務代理者	<b>6</b>
事務従事者	<b>18</b>

今回提案の再編を行うことで、投票所の運営にかかる想定経費は、令和6年11月17日執行松川町議会議員一般選挙を例に算出すると、約40%の削減となります。

削減となる主な経費は、投票管理者・投票立会人・職務代理者・事務従事者などの人件費となります。



投票区再編により得られる効果

投票所

- ・約40%の運営経費削減
- ・投票管理者、投票立会人などの出労負担の軽減

## 5. 実施時期

令和8年8月9日執行の長野県知事選挙から実施する。

## 6. 最後に（まとめ）

松川町では、これまで投票区および投票所を従来 of 体制のまま維持してきました。しかし近年、人口減少と高齢化の進行に伴い、登録者数の地域的偏在が顕在化しています。

投票区が多いことから、各投票所に配置する投票立会人や事務従事者に係る人件費がかさみ、選挙のたびに多額の経費を要しています。特に町長選挙や町議会議員選挙など町が実施主体となる選挙では、これらの人件費が町の一般会計から支出されるため、財政負担の軽減は喫緊の課題となっています。

また、投票立会人の確保は選挙の都度、個別に依頼している状況であり、投票区数が多いほど必要人数も増えることから、安定的な選挙執行体制の確保にも支障が生じています。

こうした課題を踏まえ、松川町選挙管理委員会では、持続可能で効率的な選挙体制の構築を目指し、投票区統合を中心とする再編計画の検討を進めてきました。

今回の再編は、投票区を適正に配置することにより、選挙運営に必要な人員および経費の負担を軽減し、将来の人口構造の変化にも柔軟に対応できる体制を整備することを目的としています。